

○ 農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成22年4月1日付け21農振第2567号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第4 交付申請</p> <p>1 (略)</p> <p><u>2 農山漁村地域整備交付金を充てて施行しようとする事業において、施行上設計を分割することが困難なもの、著しく不経済となるもの等で工事を一括して施行する必要がある、かつ、地方公共団体において債務負担行為が行われる工事を施行する場合は、当該工事の着手前に別記様式第2号により全体設計審査申請書を作成し、交付申請時に地方農政局長等に提出し、農林水産大臣の承認を受けることができる。ただし、交付申請時に提出し難い場合は、全体設計審査申請書のみを提出して農林水産大臣の承認を受けることができる。</u></p> <p><u>3 地方農政局長等は、都道府県知事又は市町村長からの前2項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に交付決定又は承認の依頼をするものとする。</u></p> <p>ただし、市町村長が交付の申請をする対象の事業は、実施要綱第2の1の(2)の①のエの漁港区域に係るもの及び実施要綱第2の1の(2)の②のうち実施要綱第2の1の(2)の①のエの漁港区域に係るものに関連して実施するものとする。</p> <p><u>4 (略)</u></p> <p>第6 交付金の交付決定</p> <p>1 農林水産大臣は、<u>第4第3項</u>の規定による依頼を受け、適正化法第6条第1項及び第3項の規定により農山漁村地域整備交付金の交</p>	<p>第4 交付申請</p> <p>1 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>2 地方農政局長等は、都道府県知事又は市町村長からの前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に交付決定の依頼をするものとする。</u></p> <p>ただし、市町村長が交付の申請をする対象の事業は、実施要綱第2の1の(2)の①のエの漁港区域に係るもの及び実施要綱第2の1の(2)の②のうち実施要綱第2の1の(2)の①のエの漁港区域に係るものに関連して実施するものとする。</p> <p><u>3 (略)</u></p> <p>第6 交付金の交付決定</p> <p>1 農林水産大臣は、<u>第4第2項</u>の規定による依頼を受け、適正化法第6条第1項及び第3項<u>並びに第8条</u>の規定により農山漁村地域整</p>

付決定をする場合には、適正化法第8条の規定により地方農政局長等に通知する。

2 農林水産大臣は、第4第3項の規定による依頼を受け、第4第2項の規定により承認する場合は、地方農政局長等に通知する。

ただし、事業実施主体は、当該承認を受けた後年度において、歳出年度ごとに前項の交付決定を受けるまでに生じたあらゆる損失等は、自らの責任となることを了知するものとする。

3 (略)

第9 交付申請の変更

1 都道府県知事又は市町村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更承認申請書(別記様式第3号)を地方農政局長等に提出し、農林水産大臣の承認を受けなければならない。

(1)～(3) (略)

2 (略)

3 都道府県知事又は市町村長は、第6第2項の承認を受けた全体設計を変更しようとするときは、あらかじめ別記様式第4号により全体設計審査変更承認申請書を地方農政局長等に提出し、農林水産大臣の承認を受けなければならない。

4 地方農政局長等は、都道府県知事又は市町村長から前3項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に変更承認の依頼をするものとする。

第10 変更の承認

1 農林水産大臣は、第9第4項による依頼を受け、第9第1項から第3項までの規定により承認する場合、地方農政局長等に通知する。

備交付金の交付を決定する場合には、地方農政局長等に通知する。

(新設)

2 (略)

第9 交付申請の変更

1 都道府県知事又は市町村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更承認申請書(別記様式第2号)を地方農政局長等に提出し、農林水産大臣の承認を受けなければならない。

(1)～(3) (略)

2 (略)

(新設)

3 地方農政局長等は、都道府県知事又は市町村長から前2項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に変更承認の依頼をするものとする。

第10 変更の承認

1 農林水産大臣は、第9第3項による依頼を受け、第9第1項及び第2項の規定により承認する場合、地方農政局長等に通知する。

2 (略)

第12 事業遅延の届出

1 都道府県知事及び市町村長は、規則第3条第2号の規定により農林水産大臣の指示を求める場合には、交付対象事業が予定の期間内に完了しない理由及び交付対象事業の遂行状況を記載した遅延届出書（別記様式第5号）を地方農政局長等に提出しなければならない。

2・3 (略)

第13 事業遂行状況の報告

1 都道府県知事及び市町村長は、農山漁村地域整備交付金の交付決定に係る年度の12月末日現在において、別記様式第6号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月末日までに地方農政局長等に提出しなければならない。

2・3 (略)

4 農林水産大臣は、第1項に規定する時期のほか、事業の円滑な執行を図るために必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対して交付対象事業の遂行状況について報告を求めることができる。

第14 概算払

1 都道府県知事又は市町村長は、農山漁村地域整備交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第7号

2 (略)

第12 事業遅延の届出

1 都道府県知事及び市町村長は、規則第3条第2号の規定により農林水産大臣の指示を求める場合には、交付対象事業が予定の期間内に完了しない理由及び交付対象事業の遂行状況を記載した遅延届出書（別記様式第3号）を地方農政局長等に提出しなければならない。

2・3 (略)

第13 事業遂行状況の報告

1 都道府県知事及び市町村長は、農山漁村地域整備交付金の交付決定に係る年度の12月末日現在において、別記様式第4号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月末日までに地方農政局長等に提出しなければならない。

ただし、別記様式第5号により概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2・3 (略)

(新設)

第14 概算払

1 都道府県知事又は市町村長は、農山漁村地域整備交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第5号

の概算払請求書を大臣官房予算課経理調査官に提出しなければならない。なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 58 条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

2 （略）

第 15 実績報告

1 規則第 6 条第 1 項の別に定める実績報告書は、別記様式第 8 号のとおりとし、都道府県知事又は市町村長は、交付対象事業が完了したとき（第 9 第 1 項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から 1 月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日（交付金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の 6 月 10 日）までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 都道府県知事及び市町村長は、農山漁村地域整備交付金の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の 4 月 30 日までに別記様式第 9 号により作成した年度終了実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

3 （略）

4 第 4 第 4 項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事又は市町村長は、第 1 項の実績報告書を提出するに当たって、第 4 第 4 項ただし書に該当した各事業実施主体について農山漁村地域整備交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

5 第 4 第 4 項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事又は市町村長は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費

の概算払請求書を大臣官房予算課経理調査官に提出しなければならない。なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 58 条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

2 （略）

第 15 実績報告

1 規則第 6 条第 1 項の別に定める実績報告書は、別記様式第 6 号のとおりとし、都道府県知事又は市町村長は、交付対象事業が完了したとき（第 9 第 1 項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から 1 月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日（交付金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の 6 月 10 日）までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 都道府県知事及び市町村長は、農山漁村地域整備交付金の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の 4 月 30 日までに別記様式第 7 号により作成した年度終了実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

3 （略）

4 第 4 第 3 項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事又は市町村長は、第 1 項の実績報告書を提出するに当たって、第 4 第 3 項ただし書に該当した各事業実施主体について農山漁村地域整備交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

5 第 4 第 3 項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事又は市町村長は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費

税及び地方消費税の申告により農山漁村地域整備交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第10号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、農林水産大臣の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、交付金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

第23 関係書類の保管

- 1 規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物は、事業終了年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則に定める処分制限期間を経過しない場合においては、別記様式第11号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 2 (略)

第24 交付金調書

都道府県及び市町村は、当該交付対象事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第12号による交付金調書を作成しておかなければならない。

第25 間接交付対象事業の交付の際付すべき条件

税及び地方消費税の申告により農山漁村地域整備交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第8号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、農林水産大臣の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、交付金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

第23 関係書類の保管

- 1 規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物は、事業終了年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則に定める処分制限期間を経過しない場合においては、別記様式第6号別紙7の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 2 (略)

第24 交付金調書

都道府県及び市町村は、当該交付対象事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第9号による交付金調書を作成しておかなければならない。

第25 間接交付対象事業の交付の際付すべき条件

1 都道府県及び市町村は間接交付対象事業者に交付金を交付するときは、本要綱第8、第9、第11から第13、第15、第17、第18、第20、第22から第24までの規定に準ずる条件及び次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

(1) (略)

(2) 間接交付対象事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに一件の取得価格 50 万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（大蔵省令に期間の定めがない財産にあつては、期間の定めなし）においては、都道府県又は市町村の承認を受けず、交付金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接交付対象事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であつて、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が交付申請書に記載してある場合は、次の条件により都道府県又は市町村による間接交付金の交付の決定をもって都道府県又は市町村の承認を受けたものとする。

ア・イ (略)

(3) (略)

(4) 取得財産等のうち第2号に定めるものについて、第2号に定める期間中、別記様式第11号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管すること。

2 都道府県及び市町村は、地方公共団体以外の間接交付対象事業者

1 都道府県及び市町村は間接交付対象事業者に交付金を交付するときは、本要綱第8、第9、第11から第13、第15、第17、第18、第20、第22から第24までの規定に準ずる条件及び次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

(1) (略)

(2) 間接交付対象事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに一件の取得価格 50 万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、都道府県又は市町村の承認を受けず、交付金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接交付対象事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であつて、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が交付申請書に記載してある場合は、次の条件により都道府県又は市町村による間接交付金の交付の決定をもって都道府県又は市町村の承認を受けたものとする。

ア・イ (略)

(3) (略)

(4) 取得財産等のうち第2号に定めるものについて、第2号に定める期間中、別記様式第6号別紙7の財産管理台帳その他関係書類を整備保管すること。

2 都道府県及び市町村は、地方公共団体以外の間接交付対象事業者

に交付金を交付するときは、間接交付対象事業者に対し、前項に掲げるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。

(1) (略)

(2) 間接交付対象事業者は、(1)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第13号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

3～7 (略)

別記様式第2号（第4第2項関係）

農山漁村地域整備交付金全体設計審査申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

（地方農政局長 経由（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長 経由））

都道府県知事（又は市町村長） 氏 名

下記の工事について、農山漁村地域整備交付金交付要綱第4第2項の規定に基づき、全体設計審査を受けたいので、関係書類を添えて申請する。

記

に交付金を交付するときは、間接交付対象事業者に対し、前項に掲げるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。

(1) (略)

(2) 間接交付対象事業者は、(1)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別紙様式第10号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

3～7 (略)

(新設)

- 1 農山漁村地域整備計画名
- 2 地区名
- 3 事業名
- 4 全体設計審査を必要とする理由
- 5 全体設計審査表（別添のとおり）
- 6 添付資料

（注）添付資料については、全体設計がわかる設計書を添付すること。

別記様式第2号又は第4号の別添

（新設）

全体設計審査表

計画名			地区名			
事業名						
事業区分						
工事名						
実施主体			関係市町村			
工事の内容						
工事施工期間	(自) ○○年○月○日 ~ (至) ○○年○月○日					
経費の配分	金額	(内訳)				
	(千円)	○○年度	○○年度	○○年度	○○年度	○○年度
事業費	()	()	()	()	()	()
工事費	()	()	()	()	()	()

(内訳)	(本工事費)	()	()	()	()	()	()
	(附帯工事費)	()	()	()	()	()	()
	(測量設計費)	()	()	()	()	()	()
	(用地費及補償費)	()	()	()	()	()	()
	(船舶及機械器具費)	()	()	()	()	()	()
	等						
摘要							

(注) 1 工事費の内訳については、交付対象事業に応じて助成対象となる経費を記載すること。
 2 変更に係る申請に当たっては、上段に変更前、下段に変更後を記載すること。

別記様式第3号 (第9関係) (略)

別記様式第4号 (第9第3項関係)

農山漁村地域整備交付金全体設計審査変更承認申請書

番 号

年 月 日

農林水産大臣 殿

(地方農政局長 経由 (北海道にあっては国土交通省北海道開発局長

別記様式第2号 (第9関係) (略)

(新設)

経由))

都道府県知事 (又は市町村長) 氏 名

年 月 日付け 号で全体設計審査を経て承認を受けた農山漁村
地域整備交付金の工事に係る全体設計書について変更したいので、農山
漁村地域整備交付金交付要綱第9第3項の規定に基づき関係書類を添え
て申請する。

記

- 1 農山漁村地域整備計画名
- 2 地区名
- 3 事業名
- 4 変更の理由
- 5 変更後の全体設計審査表 (別添のとおり)
- 6 添付資料

(注) 添付資料については、変更後の全体設計がわかる設計書を添付す
ること。

別記様式第5号～第7号 (略)

別記様式第8号 (第15第1項関係)

年度農山漁村地域整備交付金実績報告書(内地・離島・奄美)

番 号

別記様式第3号～第5号 (略)

別記様式第6号 (第15第1項関係)

年度農山漁村地域整備交付金実績報告書(内地・離島・奄美)

番 号

年 月 日

年 月 日

農林水産大臣 殿

(地方農政局長 経由 (北海道にあっては国土交通省北海道開発局長 経由))

農林水産大臣 殿

(地方農政局長 経由 (北海道にあっては国土交通省北海道開発局長 経由))

都道府県知事 (又は市町村長) 氏 名

都道府県知事 (又は市町村長) 氏 名

年 月 日付け第 号で交付金交付決定の通知があったこのことについて、下記のとおり事業を実施したので農山漁村地域整備交付金交付要綱第 15 第 1 項により報告する。

年 月 日付け第 号で交付金交付決定の通知があったこのことについて、下記のとおり事業を実施したので農山漁村地域整備交付金交付要綱第 15 第 1 項により報告する。

(なお、併せて精算額 円の交付を請求する。)

(なお、併せて精算額 円の交付を申請する。)

記

記

- 1 事業の目的
- 2 収支精算及び国庫交付金精算書 (別紙 4 のとおり)
- 3 事業の成果 (別紙 5 及び 6 のとおり)
- 4 事業の完了年月日 年 月 日
- 5 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は交付金調書の写しのいずれかを添付すること。

- 1 事業の目的
- 2 収支精算及び国庫交付金精算書 (別紙 4 のとおり)
- 3 事業の成果 (別紙 5 及び 6 のとおり)
- 4 事業の完了年月日 年 月 日
- 5 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は交付金調書の写しのいずれかを添付すること。

別紙 4～6 (略)

別紙 4～6 (略)

(削る。)

別紙 7 財産管理台帳 (令第 13 条第 1 号から 3 号までの財産、要綱第 16 の財産)

事業名	地区名	事業 実施 主体	名 称	形状 寸法	数量	単価	取得 金額	検収又は 取得年 月日	処分制限期間	処分の状況	備考
-----	-----	----------------	--------	----------	----	----	----------	-------------------	--------	-------	----

									耐用 年数	処分 制限 年月日	処分 の 種別	処分 の 年月日	交付金 返還額
							巴	巴					巴

- (注) 1 数年にわたって施工する施設については、完成した年度で記載するものとし、備考欄に施工期間を記載すること。
 2 備考欄には、当該事業に係る率等を記載すること。
 3 類似の台帳がある場合にはそれらをもって代えることができるものとする。

別記様式第9号 (略)

別記様式第10号 (第15第5項関係)

年度消費税仕入控除税額報告書(内地・離島・奄美)

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

(地方農政局長 経由 (北海道にあつては国土交通省北海道開発局長 経由))

都道府県知事 (又は市町村長)
氏 名

年 月 日付け第 号により交付金交付決定通知があつた農山漁村地域整備交付金について農山漁村地域整備交付金交付要綱第 15 第 5 項により、下記のとおり報告する。

別記様式第7号 (略)

別記様式第8号 (第15第4項関係)

年度消費税仕入控除税額報告書(内地・離島・奄美)

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

(地方農政局長 経由 (北海道にあつては国土交通省北海道開発局長 経由))

都道府県知事 (又は市町村長)
氏 名

年 月 日付け第 号により交付金交付決定通知があつた農山漁村地域整備交付金について農山漁村地域整備交付金交付要綱第 15 第 4 項により、下記のとおり報告する。

記

1～6 (略)

別記様式第11号 (第23関係)

財産管理台帳 (令第13条第1号から3号までの財産、要綱第21の財産)

事業名	地区名	事業 実施 主体	名 称	形状 寸法	数量	単価	取得 金額	検収又は 取得年 月日	処分制限期間		処分の状況			備 考	
									耐用 年数	処分 制限 年月日	処分 の 種別	処分 の 年月日	交付金 返還額		
						円	円							円	

(注) 1 数年にわたって施工する施設については、完成した年度で記載するものとし、備考欄に施工期間を記載すること。

2 備考欄には、当該事業に係る率等を記載すること。

3 類似の台帳がある場合にはそれらをもって代えることができるものとする。

別記様式第12号・第13号 (略)

記

1～6 (略)

(新設)

別記様式第9号・第10号 (略)

附 則

この通知は、令和8年4月7日から施行する。